

相模原市立藤野やまなみ温泉条例施行規則

平成 19 年 2 月 9 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相模原市立藤野やまなみ温泉条例(平成 18 年相模原市条例第 101 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第 2 条 指定管理者は、相模原市立藤野やまなみ温泉(以下「やまなみ温泉」という。)の利用を承認するときは、利用券又は回数利用券を交付するものとする。

(利用料金の減免)

第 3 条 条例第 9 条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行う。

(1) 指定管理者が条例第 23 条の規定により行う同条第 7 号の事業のために利用するとき。 100 パーセント

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。 市長の承認を得て指定管理者が定める率

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第 4 条 条例第 10 条ただし書の規定による既に納付された利用料金(以下「既納利用料金」という。)の還付は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

(1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。 既納利用料金の 100 パーセント

(2) 指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。 市長の承認を得て指定管理者が定める率

2 前項の規定により既納利用料金の還付を受けようとするものは、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(特別な設備等の承認)

第5条 条例第13条の規定により特別な設備等の承認を受けようとするものは、相模原市立藤野やまなみ温泉特別設備等承認申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、特別な設備等を、承認するときは相模原市立藤野やまなみ温泉特別設備等承認通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(販売行為等の許可)

第6条 条例第15条ただし書の規定により販売行為等の許可を受けようとするものは、相模原市立藤野やまなみ温泉販売行為等許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、販売行為等を、許可するときは相模原市立藤野やまなみ温泉販売行為等許可決定通知書により、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 やまなみ温泉を利用するもの(利用目的に応じて入館したものを含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく建物等に張紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

(2) 許可なくやまなみ温泉の器具等をやまなみ温泉の敷地外へ持ち出さないこと。

(3) 許可なく指定場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 許可なく危険物若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。))を除く。)を持ち込まないこと。

(5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 木竹を伐採し、木竹以外の植物若しくは土石を採取し、又はこれらを損傷しないこと。

(7) その他係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第8条 指定管理者は、やまなみ温泉の管理運営上必要と認めるときは、係員を利用の承認をしている施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、当該係員の立入りを拒むことができない。

(損害等の届出)

第9条 やまなみ温泉の施設、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(様式)

第10条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、やまなみ温泉の管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月11日から施行する。